

## 市街化調整区域の見直しについて

(質問)

陸地部の学校統合は旧市町村域を超えないという方針だが、今の状況の玉川町で人口が増えると思えず、統合後、数年度に見直しをしても、状況は同じだと思う。別名や延喜、阿方あたりでは、昔は農地であった土地に家が多く建っている。一方、玉川町は市街化調整区域のため、家を建てるのが制限されており、住人が増えるはずがないので、行政は昭和の制度の継続を見直し、家を建てて住める街にしていきたい。

(回答)

本市では、昭和 48 年に市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）を導入し、無秩序な市街地拡大の防止や農地・自然環境の保全に努めてまいりました。

ご指摘のとおり、市街化調整区域は住宅開発が進みにくい面がありますが、人口減少や少子高齢化を見据えた「今治市立地適正化計画」に基づくコンパクトなまちづくりを推進するため、現在の線引き制度を基本としながら、計画的な土地利用を進めていく必要があると考えております。

一方で、同計画において「玉川地区」は地域生活拠点に位置付けており、地域コミュニティの維持・活性化は重要な課題であると認識しております。このため、市街化調整区域においても一律に土地利用を制限するのではなく、都市計画法第 34 条第 11 号に基づく条例（11 号条例）や地区計画制度を活用し、地域の実情に応じた柔軟な土地利用を進めております。

また、令和 4 年度には、地区計画の運用方針を改定し、玉川支所周辺において一定の要件のもと住宅や店舗等の立地を可能とする制度を運用しております。

今後も、コンパクトなまちづくりとの調和を図りながら、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえた適切な制度運用に努めてまいります。